

電力等価格高騰緊急支援給付 （住民税均等割のみ課税世帯への給付）のご案内

支給には手続きが必要です

- 住民税所得割非課税（均等割のみ課税）世帯や令和5年1月から12月までの間に家計急変のあった世帯を支援するために支援金を支給します（1世帯あたり10万円）。
- 住民税非課税世帯等への給付金電力等価格高騰緊急支援給付金（7万円の追加給付）の支給対象世帯には支給されません。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支援金の支給額

1世帯あたり**10万円**

支援金の支給時期

令和6年3月15日受付分まで



令和6年3月29日に支給予定

支給対象と申請の有無

世帯全員の令和5年度
「住民税所得割非課税」の世帯

確認書が届くので、中身を確認して返信してください。

王滝村から確認書をお送りします。
※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で住民登録のある市町村から世帯主に確認書が送付されます。

令和5年1月～12月の収入が減少し
「住民税所得割非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

申請が必要です

**申請期間：令和6年3月 1日（金）
～令和6年3月15日（火）**

申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支給対象と支給手続き

I 令和5年度住民税所得割非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、王滝村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、王滝村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された支援金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税所得割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③電力等価格高騰緊急支援給付金（7万円の追加給付）の対象ではないこと 等

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



Ⅲ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税所得割非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税所得割非課税相当：世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税所得割非課税水準以下（下表参照）であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

この給付金は、**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分）**の活用事業です。

この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）の規定により、差押禁止等及び非課税の対象となります。

お問い合わせ

王滝村役場 福祉健康課 住民係
電話 0264-48-2001
受付時間 平日8:30~17:15